

第5編 緊急処理事態への対処

武力攻撃よりも発生の可能性が高い武力攻撃以外のテロ等の事態においては、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとなる。

なお、緊急処理事態については、当初災害と区別できないこと、発生した事態ごとに対して、多様な対応が考えられることなどから、緊急処理事態認定前及び認定後の対処にあたっては、的確かつ迅速な初動措置及び体制の確立を図るため、以下のとおり対処の概要を整理する。

第1 緊急処理事態に係る責務 (法172関係)

町は、緊急処理事態（後日対処基本指針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）において、国が定める緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関等が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町、県、国及び指定公共機関等は、緊急対処保護措置を実施するにあたって、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

第2 緊急処理事態認定前の対処

町は、多数の死傷者や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合で、当初、その被害の原因が緊急処理事態における大規模テロ等とは判明しないことも想定し、その認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、所要の措置を講ずる。

1 町の危機管理体制の確保

(1) 町危機対策本部の設置

町は、関係機関及び現場からの情報により、爆弾やNBCを使用した多数の人を殺傷する危機事象が判明した場合や緊急処理事態の疑いがある場合には、武力攻撃事態等への対処（第3編—第1—2項）に準じて、町危機対策本部を直ちに設置する。

(2) 県等への報告

町は、町危機対策本部を設置したときは、直ちに危機事象の発生及び町危機対策本部の設置について、武力攻撃事態等への対処に準じて報告する。

(3) 情報の収集及び提供

町危機対策本部は、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて、その区域における危機事象に係る情報収集に努め、県、国、その他関係機関に対して、迅速に情報提供を行う。

2 国等への要請

(1) 指定の要請

町長は、緊急処理事態の認定につながる可能性のある危機事象による災害が発生し、国がその発生について十分に把握していない場合において、その区域における緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対して、知事を経由して、事態認定を行うとともに、緊急処理事態対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(2) 支援の要請

町は、危機事象の対処に関して、必要があると認めるときは、関係機関相互の連携のもと、必要な範囲内で県等への支援を求める。

第3 緊急処理事態認定後の対処

(法177、183、令52関係)

1 町緊急処理事態対策本部の設置

町長は、町危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、知事を通じて、町に対し緊急処理事態対策本部を設置すべき町の指定があった場合については直ちに町緊急処理事態対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに町危機対策本部は廃止する。

なお、緊急処理事態対策本部の設置関連項目等については、町国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

2 緊急対処保護措置の実施

町長は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民保護法、その他法令の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置に相当する緊急対処保護措置を次のとおり講ずる。

- ① 県の緊急処理事態対策本部長の避難措置の指示の通知に基づく避難の指示
- ② 収容施設の供与、炊き出し等の食品の給与、医療の提供等の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 安否情報の収集
- ④ 生活関連施設等の安全確保、原子力災害への対処、事前措置、退避の措置、警戒区域の設定等の攻撃による災害への対処
- ⑤ 応急の復旧

3 緊急通報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県からの警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対して、警報の内容を通知する。

この際、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行う。

また、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、緊急対処事態における災害の状況に応じ、迅速に警報の通知を行う。

4 退避の指示等

町は、県の緊急通報が発令され、退避の指示が行われた場合は、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、住民等に通知、伝達するとともに消防機関等の協力を得て、避難住民の誘導を行う。

この際、状況により、住民からの通報内容、被災情報等から警戒区域を設定する。

第4 緊急対処事態への対処上の留意点

発見者の通報義務、警報の通知・伝達、赤十字標章等の標章の取扱い及び国民経済上の措置の取扱いについて、下記のとおり留意点を定める。

1 緊急対処事態における災害の兆候を発見した者の通報義務

緊急対処事態における災害の兆候を発見した者は、遅滞なく町、町長又は消防吏員等に通報しなければならない。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることとなる。

この場合において、町は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

また、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行う。

3 赤十字標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

4 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。